


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫			
件名	東大和市生活支援ショートステイ事業実施要綱の一部を改正する		要綱について			区分
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>生活支援ショートステイ事業を利用しようとする者のうち、経済的虐待その他特別な事情がある者については、当該事業の利用に伴う費用負担を事実上支払うことは困難であり、当該事業を利用する上で障壁となっていた。</p> <p>このため、これらの者について、費用の全部又は一部を負担させないことができる旨の規定を追加することにより、利用上の課題の解消を図るものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 利用者について、経済的虐待その他特別な事情がある場合において、生活支援ショートステイ事業の利用に要する費用を負担することができない状況が相当期間にわたり継続することが見込まれると市長が認めたときは、当該費用の全部又は一部を負担させないことができる旨の規定を追加（第9条第3項）</p> <p>イ 改正に伴う条項の繰下げその他必要な文言の整理</p> <p>(2) 施行日 平成31年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 利用者の救済の実効性の確保が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>要綱の案文については、文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。